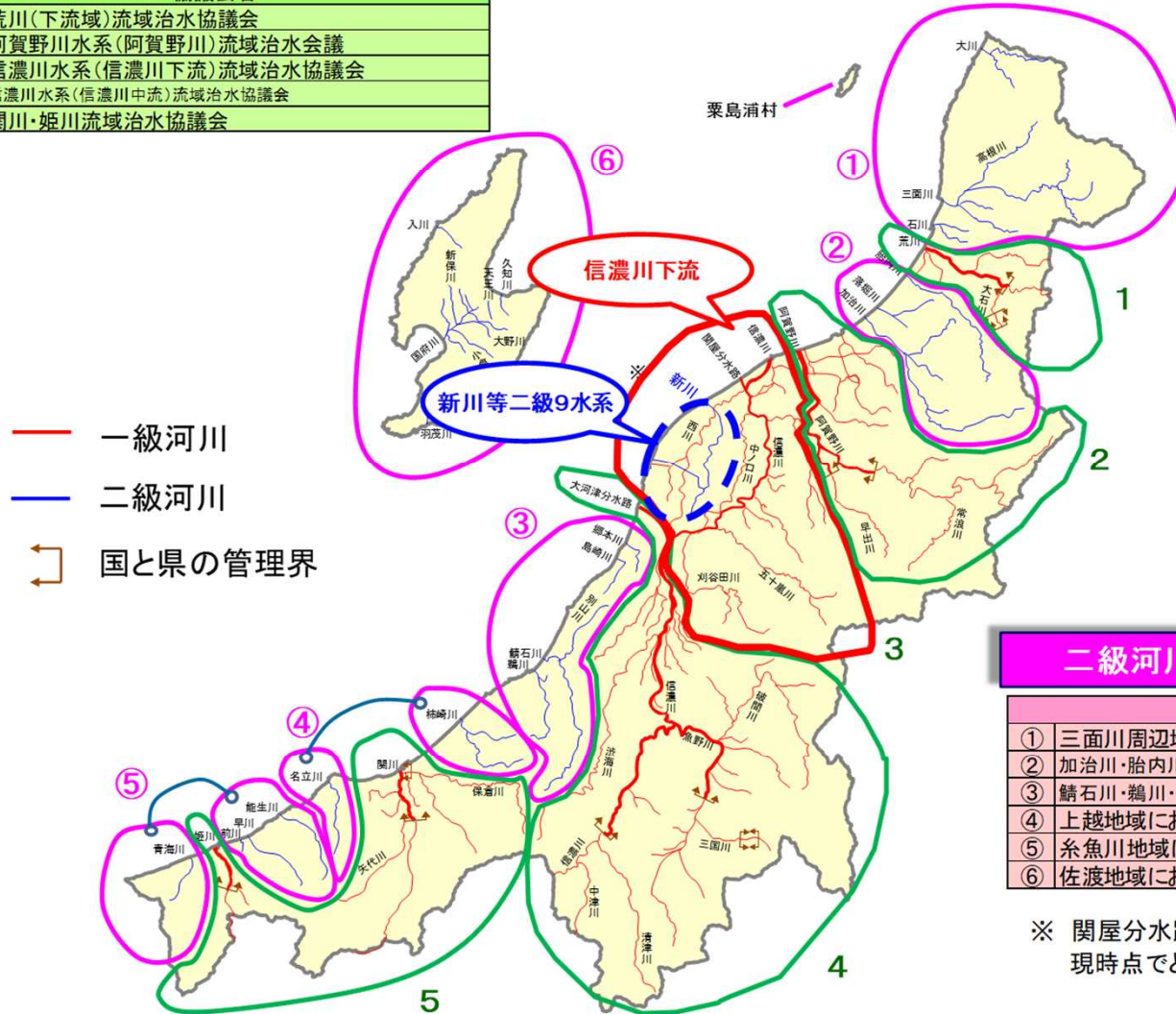


- 新潟県内の一級・二級河川では、流域治水を推進するため、流域治水協議会を設立されてきた。
- 新川等の関屋分水路から大河津分水路の間の二級河川周辺地域においても流域治水を推進していくため、「新川等二級河川周辺地域における流域治水協議会(仮称)」を設立する。

## 一級河川の流域治水協議会(国交省が主催)

協議会名	
1	荒川(下流域)流域治水協議会
2	阿賀野川水系(阿賀野川)流域治水協議会
3	信濃川水系(信濃川下流)流域治水協議会
4	信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会
5	関川・姫川流域治水協議会



## 二級河川の流域治水協議会(新潟県が主催)

協議会名	
①	三面川周辺地域における流域治水協議会
②	加治川・胎内川周辺地域における流域治水協議会
③	鯖石川・鶴川・島崎川周辺地域における流域治水協議会
④	上越地域における二級河川流域治水協議会
⑤	糸魚川地域における二級河川流域治水協議会
⑥	佐渡地域における流域治水協議会

※ 関屋分水路から大河津分水路の間の二級河川は現時点でどの協議会にも属していない